

平成28年生駒市議会（第5回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

平成28年9月14日

生 駒 市

平成 28 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

（ 追 送 分 ）

議案番号	議案名	頁
報告第 14 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 87 号	市内中学生熱中症事故調査委員会条例の制定について	3～5

報告第 14 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成28年7月6日（水）午後3時37分頃

2 事故発生場所

生駒市西松ヶ丘11番40号 ビヨンドヒルズ敷地内

3 損害賠償の額

269,352円

4 事故の概要

公用車を方向転換するため事故発生場所であるビヨンドヒルズ敷地内に前進で進入した後、道路側に後退した際、車両の右前部が同敷地の門扉に接触し、門扉の一部を損傷させたもの

平成28年9月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

市内中学生熱中症事故調査委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

市内中学生熱中症事故調査委員会条例

(設置)

第1条 平成28年8月に市内の中学生が死亡に至った学校管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項各号に掲げる場合をいう。）における熱中症による事故（以下「熱中症事故」という。）に関し、公平性及び中立性を確保しながらその原因等を調査するとともに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条に規定する児童生徒等の安全の確保を図るという学校の設置者としての責務を果たすため、市内中学生熱中症事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熱中症事故の事実関係及び原因に関する事項
- (2) 熱中症事故の再発防止に関する事項
- (3) その他熱中症事故に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委

員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会から諮問に対する答申を受けた日限り、その効力を失う。